

郡上市告示第 1 1 5 号

郡上市マスコットキャラクター使用取扱要綱を次のように定める。

平成 2 6 年 9 月 2 5 日

郡上市長 日 置 敏 明

郡上市マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、郡上市マスコットキャラクター「郡上良良」ちゃん  
(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定める  
ものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「キャラクター」とは、別図に定めるマスコッ  
トキャラクターの基本デザイン及び市長が別に定める展開デザインをい  
う。

(キャラクターの使用)

第 3 条 キャラクターの使用を希望する者は、あらかじめ市長の承認を受  
けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、  
この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 市若しくは郡上市教育委員会が共催又は後援する事業において  
使用するとき。
- (5) 著作権法(昭和 4 5 年法律第 4 8 号)第 3 0 条に規定する私的  
使用の範囲内で使用するとき。
- (6) その他市長が適当と認めたとき。

(使用の申請)

第 4 条 前条の承認を受けようとする者は、マスコットキャラクター使用

承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（使用の承認）

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- （1） 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- （2） 特定の個人、団体（法人を含む。）、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあると認められる場合
- （3） 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- （4） 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- （5） 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められる場合
- （6） キャラクターのイメージを損い、又はそのおそれがあると認められる場合
- （7） 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められる場合
- （8） その他市長が使用について不相当であると認めた場合

2 市長は、前項の規定により使用の可否を決定したときは、マスコットキャラクター使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、使用を承認する場合において、必要な条件を付すことができる。

（使用者の遵守事項）

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- （2） 定められた色、形状等を正しく使用すること。

- (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 商品等は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状の分かる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

(使用料)

第7条 使用料は、無償とする。ただし、商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等、収益を上げることが目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスにデザイン等を使用する場合の使用料は、有償とする。

2 有償使用の場合の使用料は、別表に定めるところによる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料は徴収しない。

- (1) 市内の自治会、NPOその他公共的団体等が公益的な活動のため使用するとき。
- (2) 公共交通機関、旅行会社、出版社等が使用する場で、郡上市への誘客効果が期待できるとき。
- (3) 郡上市内の事業者、各種団体等が使用する場で、同団体等の業務支援につながる時。
- (4) その他公益上の観点から市長が使用料を徴収しないことが適当であると認めるとき。

3 前項ただし書の規定に該当する場合は、マスコットキャラクター使用料に係る第7条第2項ただし書に関する届出書(様式第3号)に前項各号のいずれかに該当することが分かる書面を添えて、市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定により届出書の内容の可否を決定したときは、マスコットキャラクター使用料に係る第7条第2項ただし書に関する届出書の承認(不承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(使用料の納付)

第8条 使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に算定する。

- (1) 製造物等申込み時に総量が確定するもの 原則として申込み時

点で一括して算定する。

(2) 申込み時に総量を確定するのが困難なもの 一定の期間を定め、その期間ごとに使用料を算定する。

2 使用者は、前項の規定による使用料の算定後、市長が発行する納入通知書により、使用料を支払うものとする。

3 前項の規定により納入された使用料は、原則としてこれを返還しない。  
(使用期間)

第9条 使用期間は、市長がその使用を承認した日から起算して2年を経過する日以降の最初の3月31日までとする。

2 使用期間の満了後に引き続きデザインを使用しようとする場合は、第4条の規定により申請し、再度承認を得なければならない。

(申請内容の変更)

第10条 使用者が申請内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、マスコットキャラクター使用変更申請書(様式第5号)を市長に提出し、承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、マスコットキャラクター使用変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第11条 市長は、使用者がこの告示及び承認の内容に違反していると認められるときは、キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対し、キャラクターの使用承認取消しについてその理由を明記した書面をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、使用承認取消の通知があった日以降、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 市長は、使用者が承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(損失補償等の責任)

第12条 市は、デザイン等の利用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

2 利用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、

これに対し全責任を負い、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

- 3 利用者がデザイン等の利用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。  
(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

#### 別図（第2条関係）

マスコットキャラクター基本図面デザイン

正面	横
	

別表（第7条関係）

目的	使用料
販売を目的とするもの	小売価格（消費税賦課前） × 2 % × 製造個数
販売以外を目的とするもの（景品等）	製造価格 × 2 % × 製造個数
サービス	サービス利用料金 × 2 % × 利用回数
上記以外で使用料の算定が困難な場合	別途協議の上で決定した額

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

郡上市長 様

申請者 住所・所在地

団体等名称

代表者氏名

㊟

マスコットキャラクター使用承認申請書

下記のとおり、郡上市マスコットキャラクターを使用したいので申請します。

使用目的				
使用方法				
使用期間				
使用数量				
有償・無償の別	有償 ・ 無償			
使用対象物品又はサービス (有償の場合)				
使用料 (有償の場合)	単価	数量	料率	計
			2%	
連絡先	所属		氏名	
	TEL		FAX	
	E-mail			
添付書類	1 企画書（使用内容・デザイン等がわかるもの） 2 申請者の概要			
備考				

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

郡上市長 図

マスコットキャラクター使用承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった郡上市マスコットキャラクター使用承認申請については、承認（不承認）と決定したので通知します。

承認内容	使用目的			
	使用方法			
	使用期間			
	使用数量			
	有償・無償の別	有償 ・ 無償		
承認しない理由				
使用対象物品又はサービス （有償の場合）				
使用料 （有償の場合）	単価	数量	料率	計
			2%	
備考				

※承認商品等の完成後、現物又は写真を提出すること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

郡上市長 様

申請者 住所・所在地

団体等名称

代表者氏名

㊟

マスコットキャラクター使用料に係る第7条第2項ただし書  
に関する届出書

郡上市マスコットキャラクター使用取扱要綱第7条第3項の規定により  
下記のとおり届け出ます。

使用対象物品 又はサービス			
使用目的			
使用期間			
使用料	単価	数量	計

※理由（該当する箇所に○を記入してください。）

	(1) 郡上市内の自治会、NPOその他公共的団体等が公益的な活動のため使用するとき。
	(2) 公共交通機関、旅行会社、出版社等が使用する場で、郡上市への誘客効果が期待できるとき。
	(3) 郡上市内の事業者、各種団体等が使用する場で、同団体等の業務支援につながる時。
	(4) その他公益上の観点から市長が使用料を徴収しないことが適当であると認めるとき。

※上記事項に該当することが分る書面を添付すること。

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

郡上市長 印

マスコットキャラクター使用料に係る第7条第2項ただし書  
に関する届出書の承認（不承認）通知書

年 月 日付けで提出のあったマスコットキャラクター使用  
料に係る第7条第2項ただし書に関する届出書については、承認（不承  
認）と決定したので通知します。

使用対象物品 又はサービス			
使用目的			
使用期間			
使用料	単価	数量	計
理由			

年 月 日

郡上市長 様

申請者 住所・所在地

団体等名称

代表者氏名

㊟

マスコットキャラクター使用変更申請書

下記のとおり、郡上市マスコットキャラクターの使用を変更したいので申請します。

	変 更 前		変 更 後	
使用目的				
使用方法				
使用期間				
使用数量				
有償・無償の別	有償（販売価格 円） 無償		有償（販売価格 円） 無償	
変更理由				
連絡先	所属		氏名	
	TEL		FAX	
	E-mail			
備考				

※変更内容が確認できる資料等を添付してください。

様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

郡上市長 印

マスコットキャラクター使用変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった郡上市マスコットキャラクター使用変更申請については、承認（不承認）と決定したので通知します。

承認内容 (変更後)	使用目的	
	使用方法	
	使用期間	
	使用数量	
	有償・無償 の別	有償（販売価格 円） ・ 無償
承認しない理由		
備考		